



令和7年12月22日

(宛先) 桜井市議会議員 土家 靖起 様

桜井市議会議員 大 西



文 書 質 問 書

桜井市議会文書質問実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり質問します。

質問事項	令和8年4月から実施予定の学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）に係る桜井市の対応について
質問内容	<p>政府は、子育て世帯の負担軽減と子どもの健やかな成長を支える観点から、令和8年4月より公立小学校を対象に、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を全国一律で実施する方針を示している。</p> <p>本制度は、所得制限を設けず全児童を対象とし、国および地方財政措置により、月額5,200円を基準とした支援が行われ、基準額以内であれば保護者負担はゼロとなる仕組みである。</p> <p>一方、基準額を超える場合であっても、保護者負担は大幅に軽減され、自治体の判断により、給食の「量」や「質」を確保・向上させる取り組みとの両立が可能とされている。</p> <p>こうした国の制度設計を踏まえ、桜井市としての具体的な対応方針を事前に確認することは極めて重要であることから、桜井市議会基本条例に基づき、以下の点について文書により質問する。</p> <p>1. 制度への基本的な受け止めと対応方針について</p> <p>(1) 国が令和8年4月から実施予定としている「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」について、桜井市としての基本的な受け止めを伺う。</p> <p>(2) 本制度の開始にあたり、桜井市としては国の制度をどのように活用し、市内小学校に適用していく考えか。</p>

2. 給食の質の確保・向上と制度活用と保護者負担の考え方について

(1) 本市の小学校給食費(月額約4,400円)は、国が示す支援基準額(月額5,200円)を下回っており、約800円の差額が生じている。

この差額分について、単に国支援の範囲内に収めるのではなく、本市が推進している地産地消の強化、有機食材の導入、献立内容の充実等、「給食の質の向上」に充てることで、保護者負担を実質ゼロとしつつ、食育の充実を同時に実現していくべきと考えるが、市の見解を伺う。

(2) こうした取組は、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、地域農業の振興や地元経済への波及効果も期待できると考えるが、給食を通じた地域循環や農業施策との連携について、市としてどのように認識しているのか。

3. 食物アレルギー等により弁当を持参している児童への対応について

(1) 食物アレルギー等の理由により、学校給食を喫食できず、日常的に弁当を持参している児童について、今回の「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)」の趣旨である「子育て世帯の負担軽減」および「公平性の確保」の観点から、桜井市としてどのように考えているのか。

(2) 国の制度においては、自治体判断により現金支給等の柔軟な対応も可能とされていると承知しているが、給食を利用していないため制度の恩恵を直接受けられない児童・保護者に対し、現金給付や代替的な支援など、何らかの配慮を検討する考えはあるのか。

(3) 現時点で具体的な対応を想定していない場合であっても、今後、国の通知や他自治体の対応状況を踏まえ、検討課題として整理していく考えがあるのか。

4. 不登校等により給食を喫食していない児童への対応について

(1) 不登校や長期欠席等の理由により、学校に登校できず、結果として学校給食を喫食していない児童について、今回の制度の対象や取扱いを、桜井市としてどのように整理しているのか。

(2) 国の制度においては、自治体判断により現金支給等の柔軟な対応も可能とされていると承知しているが、桜井市として、不登校児童への支援についてどのような考え方を有しているのか。

5. 中学校給食費との関係について

(1) 今回の国の制度は公立小学校を対象としているが、中学校給食費について、市独自の負担軽減策を検討する考えはあるのか。

(2) 小学校給食費の負担軽減が実現した場合、中学校給食費との負担格差について、どのように整理していく考えか。

6. 今後の準備・スケジュールについて

(1) 制度開始までに、庁内で検討を進める体制やスケジュールをどのように想定しているのか。

(2) 保護者や学校現場に対する周知について、どのような時期・方法で行う考えか。

7. 公立小学校以外に通学する児童への対応について

(1) 国が令和8年4月から実施予定としている「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」は、公立小学校を対象としている。国立・私立小学校等、公立小学校以外に通学している児童について、国は対象としていないと承知している。

この点について、桜井市としてどのように認識しているのか。

(2) 桜井市在住でありながら、公立小学校以外に通学している児童・保護者に対し、制度の趣旨である「子育て世帯の負担軽減」「公平性の確保」の観点から、何らかの支援や配慮を検討する考えはあるのか。

(3) 仮に現時点で具体的な支援策を想定していない場合であっても、今後、国の動向や他自治体の対応状況を踏まえ、検討課題として整理していく考えがあるのか。

本制度は、子育て世帯への直接的な支援であると同時に、将来世代への投資として極めて重要な施策である。

国の制度を最大限活用しつつ、桜井市の実情に即した、きめ細かな対応が図られることを期待し、以上、文書により質問する。

回答者 市長・教育長